

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等、<u>こども</u>、老人、障害者、高齢障害者及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、<u>これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 老人 医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者（以下「加入者」という。）で、65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していないものをいう。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 幼児等 <u>1歳に達する日の翌日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない加入者をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等、老人、障害者、高齢障害者及び<u>母子家庭等</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児等の健やかな育成と老人、障害者、高齢障害者及び母子家庭等の保健の向上に寄与し、もつてその生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 老人 <u>市内に住所を有する</u>医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者（以下「加入者」という。）で、65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していないものをいう。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>幼児 1歳に達する日の翌日の属する月の翌月の初日から3歳に達する日の翌日の属する月の末日までの加入者をいう。</u></p> <p>(5) 幼児等 <u>3歳に達する日の翌日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない加入者をいう。</u></p>

改正案	現 行
<p>(5) <u>こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない加入者をいう。</u></p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) <u>こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。</u></p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) 高齢障害者 65歳以上の者で、前号アからウまでに該当する高確法第50条に規定する被保険者（以下「高確法の被保険者」という。）をいう。</p> <p>(11)～(20) (省略)</p> <p>(<u>受給資格</u>)</p>	<p>(6) (省略)</p> <p>(7) <u>幼児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護するものをいう。</u></p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) 高齢障害者 <u>市内に住所を有する</u>65歳以上の者で、前号アからウまでに該当する高確法第50条に規定する被保険者（以下「高確法の被保険者」という。）をいう。</p> <p>(11)～(20) (省略)</p> <p>(<u>助成対象者</u>)</p>
<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、<u>市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</u></p> <p>(1) <u>幼児等及びこども 幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）</u></p>	<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、<u>乳児保護者及び次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</u></p> <p>(1) <u>幼児保護者及び幼児等保護者 幼児保護者若しくは幼児等保護者又は幼児保護者若しくは幼児等保護者が当該幼児若しくは幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児若しくは幼児等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその幼児若しくは幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）</u></p>

改正案	現 行
<p>分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲</p>	<p>分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p> <p>(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲</p>

改正案	現 行
<p>げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び<u>第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p>	<p>げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び<u>附則第5条の4の2第5項</u>の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。</p>
<p>(5) (省略)</p>	<p>(5) (省略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号の規定により<u>受給資格を有しない者</u>について、災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由があると認めるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として、<u>受給資格を与える</u>ことができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号の規定により<u>助成の対象とならない者</u>について、災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由があると認めるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として、<u>助成の対象者とする</u>ことができる。</p>
<p>(助成の対象者の認定)</p>	<p>(助成の対象者の認定)</p>
<p>第4条 助成の対象者（以下「対象者」という。）の認定は、前条に掲げる者（<u>乳児、幼児等及びこどもにあつては、乳児保護者、幼児等保護者及びこども保護者</u>）の申請に基づいて市長が行う。</p>	<p>第4条 助成の対象者（以下「対象者」という。）の認定は、前条に掲げる者の申請に基づいて市長が行う。</p>
<p>(助成の範囲)</p>	<p>(助成の範囲)</p>
<p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p>	<p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。ただし、医療保険各法及び高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</p>
<p>(1) <u>乳児、幼児等及びこども</u> 乳児、幼児等及びこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額</p>	<p>(1) <u>乳児保護者及び幼児保護者</u> 乳児又は<u>幼児</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額</p>

改正案	現 行
<p>(2)～(5) (省略)</p> <p>2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等に あつては、<u>前項第3号から第5号</u>までの規定の適用については、それ ぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。</p> <p>3 市長は、第1項第2号から<u>第5号</u>までの一部負担金について、対象者 が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支 払うことが困難であると認められるときは、当該事由が発生した日 の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成する ことができる。</p>	<p>(2) <u>幼児等保護者 幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の 給付が行われた場合において、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額 から保険医療機関等ごとに1日につき800円を一部負担金として 控除（同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度と する。）した額（低所得者である場合は、被保険者等負担額に相 当する額）</u></p> <p><u>イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等に あつては、<u>前項第2号及び第4号から第6号</u>までの規定の適用につい ては、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。</p> <p>3 市長は、第1項第2号から<u>第6号</u>までの一部負担金について、対象者 が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支 払うことが困難であると認められるときは、当該事由が発生した日 の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成する ことができる。</p>

■平成27年度福祉医療費助成制度（乳幼児等医療／こども医療）の改正概要

（改正部分： ）

① 乳幼児等医療費助成制度（入院以外）

(1) 現行（条例）

区 分			助成対象 所得制限 （*1）	助成後の一部負担金	
①	乳児	0歳～1歳誕生月の末日	なし	負担なし （全額助成）	
②	幼児	1歳誕生月の翌月～3歳誕生月の末日	あり	負担なし （全額助成）	
③	幼児等	3歳誕生月の翌月～小学校3年生		一般 （*3）	1日800円を限度に月2回まで（*4）
			低所得者 （*2）	負担なし（全額助成）	

(2) 改正案（平成27年7月1日～）（条例）

区分	助成対象 所得制限 （*1）	助成後の一部負担金
乳児	なし	負担なし （全額助成）
幼児等	あり	負担なし（全額助成）

② こども医療費助成制度（入院以外）

(1) 現行（要綱）

区 分			助成対象 所得制限 （*1）	助成後の一部負担金	
④	こども	小学校4年生～中学校3年生	あり	一般 （*3）	2割負担（*5）
				低所得者 （*2）	負担なし（全額助成）

(2) 改正案（平成27年7月1日～）（条例）

区分	助成対象 所得制限 （*1）	助成後の一部負担金
こども	あり	負担なし（全額助成）

（*1）助成対象所得制限：保護者等のいずれもが「市町村民税所得割額235千円未満」

（*2）低所得者：保護者等のいずれもが「市町村民税世帯非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下」の場合

（*3）一般：「低所得者」区分以外の場合

（*4）1保険医療機関・1保険薬局ごとに1日800円を限度に月2回まで保険医療機関等へ支払う。3回目以降の受診等に係る自己負担額はなし。

（*5）保険医療機関等の受診ごとに2割負担